

原
本

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係政令の整備等に関する政令

（以下略）

政令第**三百六十一**号

十八 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第**百九**号)の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(所得税法施行令の一部改正)

第一条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算(第百八十三条・第百八十

四款)」を「第四款 資産に係る控除対象外消費税額の必要経費算入(第百八十二条の二)・

第五款 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算(第百八十三条・第百八十

「第四章 税額の計算の特例

第一節 世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例

第一項第一号」を「第三十七条の十四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第三十七条の十第一項各号」を「第三十七条の十四第一項各号」に改め、同条を第二十五条の十二とし、同条の前に次の節名及び四条を加える。

第八節の二 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第二十五条の八 法第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。ただし、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所

得の金額のうち同条第二項の規定の適用を受ける株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下この項において「公開株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該損失の金額は、~~まず~~公開株式等に係る譲渡所得等の金額から控除するものとする。

- 一 株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額
- 二 株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額、株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額
- 三 株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額、株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額

2 法第三十七条の十第二項に規定する政令で定める株式は、店頭売買登録銘柄（株式で、証

券業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買値段を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録をしたものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）として登録された株式とする。

3 法第三十七条の十第二項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所（以下この号において「証券取引所」という。）に上場されている株式 当該株式が同法第一百条の規定により大蔵大臣の承認を受けて最初にいずれかの証券取引所に上場された日（当該株式が同日の前日において店頭売買登録銘柄として登録されていた株式である場合には、次号に定める日）

二 店頭売買登録銘柄として登録されている株式 当該株式が最初に証券業協会の定める規則に従い店頭売買登録銘柄として登録された日

4 法第三十七条の十第二項に規定する政令で定める期間は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項の規定の適用を受ける譲渡をした同項に規定する株式（次項において「公開株式等」という。）をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間とする。

5 前項の譲渡をした公開株式等が所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得したものである場合には、当該公開株式等については、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該公開株式等の取得をした日においてその取得をし、かつ、同日の翌日から引き続き所有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

6 法第三十七条の十第三項に規定する政令で定める株式又は出資者の持分は、ゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比し

て有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出資者の持分とする。

7 法第三十七条の十第四項第三号に規定する合計額のうち、被合併法人（合併により消滅した法人をいう。）の同号に規定する株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）として交付された金額がある場合には、当該交付された金額は、当該合計額には含まれないものとする。

8 法第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算に当たっては、所得税法施行令第一百五十五条第一項第二号の規定は、適用しない。

9 その年において法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書

に添付しなければならない。この場合において、所得税法第二百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等の譲渡による事業所得を除く。）」とする。

10 法第三十七条の十第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百十一条第四項</p>	<p>及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）</p>	<p>、租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項</p>
<p>第百二十条第一項</p>	<p>総所得金額、</p>	<p>総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、</p>
<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額</p>	

11

法第三十七条の十第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用に

ついては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第二百三十一條第一項 第二百二十三條第一項及び第二項、第三号から第五号まで、第二百二十七條第一項及び第二項、第二百五十五條並びに第二百三十二條</p>	<p>第八十九條(稅率) 第三章(稅額の計算) 課稅總所得金額</p>	<p>第八十九條(稅率)及び同法第三十七條の十第一項 第三章(稅額の計算)及び租稅特別措置法第三十七條の十第一項 課稅總所得金額、株式等に係る讓渡所得等の金額</p>
<p>第十一條第二項</p>	<p>總所得金額</p>	<p>總所得金額、租稅特別措置法第三十七條の十第一項(株式等に係る讓渡所得等の課稅の特例)に規定する株式等に係る讓渡所得等の金額(以下「株式等に係る讓渡所得等の金額」という。)</p>

<p>第十一條の二第二項、第十七條第一項第五号、第一百七十九條第一号イ及び第二号イ、第一百八0條第二項第一号、第二百四條第一項第二号、第二百五條、第二百九條第二項第二号並びに第二百二十二條第二項及び第三項</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額</p>
<p>第二百五十八條第一項</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額</p>
<p>第二百五十八條第三項第一号及び第二号</p>	<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、租税特別措置法第三十七條の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）</p>
<p>第三章第一節（税率）</p>	<p>第三章第一節（税率）</p>	<p>第三章第一節（税率）及び同項</p>
<p>第二百五十一條第一号</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額</p>
<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額</p>
<p>第三章第一節（税率）</p>	<p>第三章第一節（税率）</p>	<p>第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十七條の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）</p>
<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額</p>
<p>第二百六十六條</p>	<p>の規定に準じて</p>	<p>及び租税特別措置法第三十七條の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定に準じて</p>

12 法第三十七条の十第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減

免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とある

のは「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税）

第二十五条の九 法第三十七条の十一第一項に規定する証券取引所に上場されているものその

他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げる株式等とする。

一 店頭売買登録銘柄として登録された株式

二 証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場において売買されている

株式等

2 法第三十七条の十一第一項に規定する上場等の日以前に取得した株式等のうち政令で定め

中「昭和五十三年改正令」とあるのは「昭和六十三年改正令第八条の規定」と、「第四十条の二第十四項第二号」とあるのは「第四十条の六第十四項第二号」と、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十三年政令第七十九号）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和六十三年政令第三百六十二号）第八条の規定」と、「第四十条の二第十一項各号」とあるのは「第四十条の六第十一項各号」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日

イ 第一条中所得税法施行令第三百三十七条第一項の改正規定及び附則第五条の規定

し、同条第四項を同条第三項とする改正規定、同令第三章の二中第四十条の七を第四十条の九とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十条の六を同令第四十条の八とする改正規定、同令第四十条の五第二十五項の表の第五条の二第一項の項の改正規定、同令第四十条の五を同令第四十条の七とし、同令第四十条の四を同令第四十条の六とし、同令第四十条の三を同令第四十条の五とし、同条の前に一条を加える改正規定及び同令第四十条の二を同令第四十条の三とし、同令第四十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十三条、第四十条及び第四十一条の規定

ホ 第十八条の規定

二 附則第二十六条及び第二十七条の規定 昭和六十四年三月一日

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ 第一条中所得税法施行令の目次の改正規定（「第三百四十二条」を「第三百四十六条」に改

ロ 条及び第十四条から第二十二條までの規定

ハ 第三条中相続税法施行令第三条の改正規定

ニ 第四条及び附則第二十三條から第二十五條までの規定

ホ 第五条並びに附則第二十八條及び第二十九條の規定

ヘ 第六条及び第七條の規定

ト 第八条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定（第五節 交際費等の課税の特例（第

三十八條―第三十八條の三）を「第五節 交際費等の課税の特例（第三十八條・第三十八條
第五節の二 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の

の特例（第三十八條の三）」に改める部分、第五節の二 土地」を「第五節の三 土地」に改め

る部分及び「第四十條の七」を「第四十條の十」に改める部分を除く。）、同令第二十一條第三

項の改正規定、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六

第二章第八節の二中

項の次に三項を加える改正規定、同令第二十五条の十八を同令第二十五条の二十二とする改正規定、同令第二十五条の十七第二項第一号及び第三項の改正規定、同条を同令第二十五条の二十一とする改正規定、同令第二十五条の十六を同令第二十五条の二十とする改正規定、同令第二十五条の十五第五項の改正規定、同条を同令第二十五条の十九とし、同令第二十五条の十四を同令第二十五条の十八とし、同令第二十五条の十三を同令第二十五条

第二章第八節中

の十七とする改正規定、同令第二章第八節の二を同章第八節の四とする改正規定、同令第二十五条の十二を同令第二十五条の十六とし、同令第二十五条の十一を同令第二十五条の十五とし、同令第二十五条の十を同令第二十五条の十四とし、同令第二十五条の九を同令第二十五条の十三とし、同条の前に節名を付する改正規定、同令第二十五条の八の見出し、同条第一項及び第二項の改正規定並びに同条を同令第二十五条の十二とし、同条の前に節名及び四条を加える改正規定、「第三章、法人税法の特例」及び「第一節、配当等に充てた

所得に係る法人税の軽減等の特例」を削る改正規定、同令第二十七条から第二十七条の三までの改正規定、「第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例」を削る改正規定、同令第二十七条の四の前に章名及び節名を付する改正規定、同令第三十四条第一項、第三十四条の三第二項及び第三十八条の四第三項の改正規定、同令第三十九条の十七第一項、第三項及び第五項の改正規定、同項に各号を加える改正規定、同条第六項及び第七項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定、同条第八項の改正規定、同条第十項から第十二項までを削る改正規定、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同条第十三項の改正規定、同項を同条第十一項とする改正規定、同条第十四項の改正規定、同項を同条第十二項とする改正規定、同条第十五項の改正規定、同項に後段を加える改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十六項の改正規定、同項を同条第十四項とする改正規定、同条第十七項の改正規定、同項を同条第十五項とする改正規定、

同条第十八項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定、同項を同条第十六項と
する改正規定、同条第十九項を削る改正規定、同令第三十九條の二十四第二項の改正規定、
同令第三章第九節中第三十九條の三十の次に一條を加える改正規定、同令第五章の章名
並びに第四十五條の見出し及び同條の改正規定、同條を同條第二項とし、同項の前に一項
を加える改正規定、同令第四十五條の二第一項、第二項及び第四項並びに同令第四十五條
の三第一項及び第三項から第五項までの改正規定、同令第四十五條の四を削る改正規定、
同令第四十六條、第四十六條の二の見出し及び同條の改正規定、同條に二項を加える改正
規定、同令第四十六條の三から第四十六條の五まで、第四十七條、第四十七條の三第二項
第一号、第四十八條の五及び第四十八條の六の改正規定並びに同令第四十八條の八から第
五十二條までを削る改正規定並びに附則第三十四條から第三十九條までの規定

チ 第九條及び附則第四十二條の規定

リ 第十条中災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令

第十三条第二項及び第十四条第二項の改正規定四条ハニ条三十九条までの改正

又第十四条の規定条の五ハニ条四十八条の六の五五改正並びに同令第四十八条の八ハニ条

ル 第十二条及び附則第四十三条の規定六条の五までの改正四十九条ニ条四十九条の三ニ条二

ヲ 第十三条及び附則第四十四条の規定出ノ五ハニ条同条の五五改正ニ同条の二改正並ニ五

ワ 第十四条及び第十五条の規定五五改正の五五改正ニ同令第四十五条の四改正並ニ五五改正

カ 第十六条及び附則第四十五条の規定ニ条一改正ニ条二改正並ニ条四改正並ニ五五改正

ヨ 第十七条の規定の改正の五五改正の五五改正ニ同令第四十五条の四改正並ニ五五改正

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置の原則) 条五五改正の五五改正ニ同令第四十五条の四改正並ニ五五改正

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法施行令(以下「新所

得税法施行令」という。)の規定は、昭和六十四年分以後の所得税について適用し、昭和六十三

年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(退職所得控除額の特例に関する経過措置)

第三条 新所得税法施行令第七十条第二項の規定は、同項に規定する前の退職手当等がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべきものである場合について適用し、当該前の退職手当等が施行日前に支払を受けるべきものである場合については、第一条の規定による改正前の所得税法施行令(以下「旧所得税法施行令」という。)第七十条第二項中「法第三十条第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第百九号)第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正前の法第三十条第三項」として、同項の規定の例によるものとする。

(譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産に関する経過措置)

第四条 新所得税法施行令第八十一条第二号の規定は、個人が昭和六十四年四月一日以後に譲渡

理由

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所得税について株式等の譲渡の対価の受領者の告知の方法及び告知をする際に提示する本人確認書類の範囲、有価証券譲渡益の源泉分離選択課税制度の対象となる株式等の範囲等を定め、法人税について受取配当の益金不算入制度の受取配当から控除する負債の利子の額の計算方法、新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例の適用除外となる土地等の範囲等を定め、相続税について遺産に係る基礎控除等の算定の基礎となる相続人の数に含まれる特別養子縁組等による養子に準ずる者の範囲等を定め、あわせて酒税について果実酒類のうち甘味果実酒となるものの範囲等を定めるとともに、たばこ消費税、石油税及び印紙税について所要の規定の整備を図るほか、少額の減価償却資産等の一時に損金算入できる限度額を引き上げる等の必要があるからである。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

一 所得税法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 障害者控除の適用対象となる者の範囲に、精神に障害がある者で、厚生大臣又は都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表等に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている者を加える。（所得税法施行令第10条関係）

㊦ 上記の改正は、昭和64年分以後の所得税について適用する。（附則第2条関係）

- 2 繰延資産のうち、消費税の納税に関する事務処理を電子計算機の利用により行うために必要な費用で消費税法の施行の日から昭和65年3月31日までの間に支出するものについて、一時に必要経費に算入することができることとする。（所得税法施行令第137条関係）

- 3 少額の減価償却資産又は少額の繰延資産としてその取得価額又は費用を一時に必要経費に算入することができるものの限度額を20万円未満（現行10万円未満）に引き上げる。（所得税法施行令第138条、第139条関係）

㊦ 上記の改正は、昭和64年4月1日以後に取得又は支出するものについて適用する。（附則第6条関係）

- 4 消費税について対価と区分して取り扱った場合における資産に係る控除対象外消費税額の必要経費算入限度額を定める。（所得税法施行令第182条の2関係）

3 その他所要の規定の整備を行う。

④ 上記の改正は、昭和64年4月1日から施行することとする。

六 石油税法施行令の一部改正（第6条関係）

1 課税標準となる数量を特定の方法により計算することとする石油製品等の範囲及び当該方法を定める。（石油税法施行令第4条関係）

2 その他所要の規定の整備を行う。

④ 上記の改正は、昭和64年4月1日から施行することとする。

七 印紙税法施行令の一部改正（第7条関係）

課税対象から除外する文書に係る規定を削る等所要の規定の整備を行う。

④ 上記の改正は、昭和64年4月1日から施行することとする。

八 租税特別措置法施行令の一部改正（第8条関係）

1 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例制度について、適用対象となる者を集金人、電力量計の検針人等とするとともに、事業所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額の区分の方法を定める。（租税特別措置法施行令第18条の2関係）

2 有価証券譲渡益課税

(1) 株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税の特例に関し必要な事項を次のように定める。(租税特別措置法施行令第25条の8関係)

① 株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これを他の株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除するものとする。

② 上場等の日において所有期間が3年を超える株式を同日以後1年以内に譲渡した場合に株式等に係る譲渡所得等の金額の2分の1相当額を課税対象とする株式として、店頭売買登録銘柄として登録された株式を定める。

③ 上場等の日は、上場されている株式にあっては最初に証券取引所に上場された日とし、店頭売買登録銘柄として登録されている株式にあってはその登録された日とする。

④ 相続等により取得した公開株式等については、被相続人等が取得した日に取得したものとして所有期間を計算するものとする。

⑤ 上記のほか、所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な細目等を定める。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関し必要な事項を次のように定める。(租税特別措置法施行令第25条の9関係)

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法施行令の一部改正)

第一条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第十六条)

第二章 課税所得の範囲

第一節 課税所得の範囲(第十七条)

第二節 非課税所得(第十八条―第三十条)

第三節 老人等の郵便貯金の利子所得の非課税(第三十条の二―第三十条の十六)

第四節 老人等の少額預金の利子所得等の非課税(第三十一条―第五十条)

第五節 公共法人等及び公益信託に係る非課税(第五十一条―第五十一条の五)

第三章 所得の帰属に関する通則(第五十二条)

第四章 納税地(第五十三条―第五十七条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 課税標準の計算

第一節 各種所得の金額の計算

第一款 配当所得(第五十八条―第六十二条)

第二款 事業所得(第六十三条)

第三款 給与所得(第六十四条―第六十八条)

第四款 給与所得(第六十四条―第六十八条)

第五款 給与所得(第六十四条―第六十八条)

第六款 給与所得(第六十四条―第六十八条)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第三章 同上

第四章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

金通帳は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が死亡又は生存を共済事故とする共済（建物その他の工作物又は動産について生じた損害を併せて共済事故とするものを除く。）に係る契約に關し作成する掛金通帳とする。

（非課税となる普通預金通帳の範囲）

第三十条 法別表第一第十八号の非課税物件の欄②に規定する政令で定める普通預金通帳は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定によりその利子につき所得税が課されないこととなる普通預金に係る通帳（第十一条第六号に掲げる通帳を除く。）とする。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第八條 租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 所得税法の特例

第一節 第七節の三 省略

第八節 譲渡所得等の課税の特例（第二十条―第二十五条の七）

第八節の二 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の八―第二十五条の十二）

第八節の三 其他の譲渡所得等の課税の特例（第二十五条の十三―第二十五条の十八）

第八節の四 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第二十五条の十七―第二十五条の二十一）

掛金通帳は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が死亡又は生存を共済事故とする共済（建物その他の工作物又は動産について生じた損害を併せて共済事故とするものを除く。）に係る契約に關し作成する掛金通帳とする。

（非課税となる普通預金通帳の範囲）

第三十条 法別表第一第二十三号の非課税物件の欄②に規定する政令で定める普通預金通帳は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定によりその利子につき所得税が課されないこととなる普通預金に係る通帳（第十一条第六号に掲げる通帳を除く。）とする。

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 第七節の三 同上

第八節 譲渡所得等の課税の特例（第二十条―第二十五条の十二）

第八節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第二十五条の十三―第二十五条の十八）

条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十条第三項から第五項までの規定中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」と、「長期譲渡所得の課税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の課税の特例」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「に規定する長期譲渡所得の特別控除額」とあるのは「の規定の適用につき同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項(収用等の場合の譲渡所得の特別控除等)の規定により控除される金額」と、「(同法第三十一条の二から第三十一条の四まで(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等)の規定により適用される場合を含む。第九十七条第一項第一号を除き、以下第二百七十二条第二項までにおいて同じ。)」に規定する」とあるのは「に規定する」と、「同号」とあるのは「同項第一号」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、「(同法第三十一条の二から第三十一条の四までの規定により適用される場合を含む。)」に規定する」とあるのは「に規定する」と読み替えるものとする。

11) 省略

第八節の二 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第二十五条の八 法第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の合

条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十条第三項から第五項までの規定中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」と、「長期譲渡所得の課税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の課税の特例」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「に規定する長期譲渡所得の特別控除額」とあるのは「の規定の適用につき同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項(収用等の場合の譲渡所得の特別控除等)の規定により控除される金額」と、「(同法第三十一条の二から第三十一条の四まで(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等)の規定により適用される場合を含む。第九十七条第一項第一号を除き、以下第二百七十二条第二項までにおいて同じ。)」に規定する」とあるのは「に規定する」と、「同号」とあるのは「同項第一号」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、「(同法第三十一条の二から第三十一条の四までの規定により適用される場合を含む。)」に規定する」とあるのは「に規定する」と読み替えるものとする。

8) 同上

計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。ただし、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額のうち同条第二項の規定の適用を受ける株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下この項において「公開株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該損失の金額はまず公開株式等に係る譲渡所得等の金額から控除するものとする。

一 株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額

二 株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額

三 株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額

2 法第三十七条の第二項に規定する政令で定める株式は、店頭売買登録銘柄（株式で、証券業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買値段を発表し、かつ、当該株式の発行人に関する資料を公開するものとして登録をしたものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）として登録された株式とする。

3 法第三十七条の第十項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 証券取引法第二十一条第一項に規定する証券取引所（以下この号において「証券取引所」という。）に上場されている株式 当該株式が同法第一百条の規定により大蔵大臣の承認を受けて最初にいずれかの証券取引所に上場された日（当該株式が同日の前日において店頭売買登録銘柄として登録されていた株式である場合には、次号に定める日）

二 店頭売買登録銘柄として登録されている株式 当該株式が最初に

証券業協会の定める規則に従い店頭売買登録銘柄として登録された
日

4 | 法第三十七条の十第二項に規定する政令で定める期間は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項の規定の適用を受け
る譲渡をした同項に規定する株式（次項において「公開株式等」とい
う。）をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間とす
る。

5 | 前項の譲渡をした公開株式等が所得税法第六十条第一項各号に該当
する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得したものである場合には、
当該公開株式等については、当該居住者又は国内に恒久的施設を有す
る非居住者が当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈
に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該公開株式等の取得をした日
においてその取得をし、かつ、同日の翌日から引き続き所有していた
ものとみなして、前項の規定を適用する。

6 | 法第三十七条の十第三項に規定する政令で定める株式又は出資者の
持分は、ゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有す
ることがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に
利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における
当該株式又は出資の持分とする。

7 | 法第三十七条の十第四項第三号に規定する合計額のうち、被合併
法人（合併により消滅した法人をいう。）の同号に規定する株主等に
対する利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）とし
て交付された金額がある場合には、当該交付された金額は、当該合計
額には含まれないものとする。

8 | 法第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の
金額の計算に当たっては、所得税法施行令第一百五條第一項第二号の規
定は、適用しない。

9 | その年において法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲
渡所得等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確

定申告書を提出する場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第二百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等の譲渡による事業所得を除く。）とする。」とする。

10) 法第三十七条の十第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第百十一条第四項</p>	<p>及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）</p>	<p>、租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項</p>
<p>第百二十条第一項</p>	<p>総所得金額、</p>	<p>総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、</p>
<p>課税総所得金</p>	<p>課税総所得金額、株式等に係る課税</p>	

	額	譲渡所得等の金額
第八十九条（税率）	第八十九条（税率）及び同法第三十七条の十第一項	第八十九条（税率）及び同法第三十七条の十第一項
第三章（税額の計算）	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第三十七条の十第一項	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第三十七条の十第一項
第一百二十一条 第一項	課税総所得金額	課税総所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額
第一百二十三条 第一項及び第二項第三号から第五号まで、 第一百二十七条 第一項及び第二項、 第一百五十五条並びに 第二百三十二條	総所得金額	総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額

111

法第三十七条の十第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十一条第二項	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡
---------	-------	----------------------------------

<p>第二十五十八 条第一項</p>	<p>課税総所得金 額</p>	<p>課税総所得金額、租税特別措置法第 三十七條の十第一項（株式等に係る 譲渡所得等の課税の特例）に規定す</p>	<p>第十一條の二 第二項、第十 七條第一項第 五号、第七百 十九條第一号 イ及び第二号 イ、第八十八 條第二項第一 号、第二百四 條第一項第二 号、第二百五 條、第二百十 九條第二項第 二号並びに第 二百二十二條 第二項及び第 三項</p>	<p>總所得金額</p>	<p>所得等の課税の特例）に規定する株 式等に係る譲渡所得等の金額（以下 「株式等に係る譲渡所得等の金額」 という。）</p>
<p>課税総所得金 額</p>	<p>課税総所得金額、租税特別措置法第 三十七條の十第一項（株式等に係る 譲渡所得等の課税の特例）に規定す</p>	<p>總所得金額</p>	<p>總所得金額、株式等に係る譲渡所得 等の金額</p>		
<p>課税総所得金額、租税特別措置法第 三十七條の十第一項（株式等に係る 譲渡所得等の課税の特例）に規定す</p>	<p>總所得金額、株式等に係る譲渡所得 等の金額</p>				

12| 法第三十七条の十第一項の規定の適用がある場合における災害被害

	<p>第三章第一節 (税率)</p>	<p>る株式等に係る課税譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)</p> <p>第三章第一節(税率)及び同項</p>
<p>第二百五十八 条第三項第一 号及び第二号</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額</p>
<p>第二百六十一 条第一号</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額</p>
	<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額</p>
	<p>第三章第一節 (税率)</p>	<p>第三章第一節(税率)及び租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</p>
<p>第二百六十六 条</p>	<p>課税総所得金額</p>	<p>課税総所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額</p>
	<p>の規定に準じて</p>	<p>及び租税特別措置法第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の基準に準じて</p>

者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第一条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税）

第二十五条の九 法第三十七条の十一第一項に規定する証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げる株式等とする。

一 店頭売買登録銘柄として登録された株式

二 証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場において売買されている法第三十七条の十第三項に規定する株式等

2 | 法第三十七条の十一第一項に規定する上場等の日以前に取得した株式等のうち政令で定めるものは、国（国の全額出資に係る法人を含む。）の出資に係る法人で大蔵省令で定めるものが発行する株式とする。

3 | 法第三十七条の十一第四項第一号に規定する差益に相当する金額として政令で定める金額は、同号に規定する取引（以下この項において「信用取引等」という。）による同号に規定する上場株式等の譲渡又は信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る収入金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額の合計額とする。

一 当該上場株式等の譲渡に係る株式等の取得に要した金額として所得税法施行令第百十九条の規定に準じて計算した金額

二 信用取引等による株式等の買付けのために証券取引法第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社の支店から借り入れた借入金に係る利子の額

三 前二号に掲げるもののほか、信用取引等による当該上場株式等の

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の
整備等に関する政令案参照条文

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）

別紙第一（第三条の八関係）

- 一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
- 二 両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
- 三 そしやく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
- 四 脊柱^{せき}の機能に著しい障害を残すもの
- 五 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
- 六 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
- 七 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- 八 一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ
一上肢の三指以上を失つたもの
- 九 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
- 十 一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
- 十一 両下肢の十趾^しの用を廃したもの

二七一・二一
二七一・二九

ガス状のもの

天然ガス

その他のもの

二〇 %
二〇 %

○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

〔定義〕

第二条 省 略

②・③ 省 略

④ この法律において有価証券の売出とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、既に発行された有価証券の売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

⑤ ⑧ 省 略

⑨ この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた株式会社をいう。

⑩ 省 略

⑪ この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買取引等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

⑫ この法律において有価証券市場とは、有価証券の売買取引等のために証券取引所の開設する市場をいう。

⑬ ⑰ 省 略

〔募集又は売出しの届出〕

第四条 有価証券の募集又は売出しは、発行者が当該募集又は売出しに関し大蔵大臣に届出をしているものでなければ、することができない。ただし、発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで大蔵省令で定めるものについては、この限りでない。

② ④ 省 略

〔有価証券の上場についての承認〕

第一百十条 証券取引所は、次条の規定による命令に基づき上場する場合を除くほか、有価証券、有価証券指数又はオプション（以下第二百二十五条第一項を除き、「有価証券等」という。）をそれぞれ有価証券の売買取引等のため上場しようとするときは、当該有価証券等の上場について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

○ 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）